

自然公園グレードアップ支援事業補助金制度要綱

第1 通則

自然公園グレードアップ支援事業補助金について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

第2 目的

自然公園グレードアップ支援事業補助金は、自然公園の利用拠点区域において、利用者にとって付加価値をもたらすような質の高い受入環境を区域一体的に整備することにより、自然公園の魅力向上及び利用者の満足度向上を図ることを目的とする。

第3 用語の定義

この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自然公園」とは、国立公園、国定公園及び県立自然公園をいう。
- (2) 「利用拠点区域」とは、自然公園において、主たる利用施設を中心に、当該施設から視点場その他の利用地点に至る園路及び周辺施設を含め、一体的に利用者の移動及び滞在が行われる区域をいう。
- (3) 「地域協議会」とは、自然公園の自然環境保全及び利活用にあたり、長野県、地元市町村及び民間事業者等の地域関係者が連携して課題解決や地域づくりを進めるための協議組織をいう。
- (4) 「自然公園グレードアップ支援事業実施計画」とは、地域協議会において策定された整備構想（ビジョン）に基づき、関係する事業主体により作成され、自然公園の利用拠点区域において、利用者にとって付加価値をもたらすような質の高い受入環境の区域一体的な整備を図るための将来像、事業内容及び成果指標等を定めた計画をいう。

第4 補助事業者等

1 補助事業者

- (1) この補助金の交付の対象となる者は、地域協議会の構成員であって、自然公園グレードアップ支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けられた事業を実施する次に掲げる者とする。

ア 長野県内の市町村

イ 長野県内に事務所又は事業所を有する次に掲げる者

- (ア) 民間企業
- (イ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (ウ) 特定非営利活動法人
- (エ) 地方公共団体の組合
- (オ) 観光協会及び広域観光推進機構その他観光振興を目的とする団体
- (カ) 法律により直接設立された法人

ウ その他知事が適当と認める者

(2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象としない。

ア 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 県税に未納のある者

ウ その他知事が適当でないとする者

2 補助対象事業等

(1) この補助金の交付対象となる事業及び経費は別表に例示するもののほか、知事が必要と認めるものとする。

(2) 補助率は2分の1以内とし、長野県が交付する自然環境整備支援事業補助金又は国、公社、公団、国庫等の政府関係機関の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該補助金等の額を控除した額に対して補助率を乗じて補助金の額を算出するものとする。

(3) 総補助上限額は知事が定める額とする。

(4) 第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。

ア 宗教的活動に関する事業

イ 政治的活動に関する事業

ウ 公序良俗に反する事業

エ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

オ 従前から申請者独自の財源で実施されている事業

カ その他知事が不適当と認める事業

3 補助対象外経費

次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

(1) 団体の運営費、人件費その他の経常的経費

(2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償費

(3) 地方債の償還に充当する費用

(4) 食糧費

(5) 施設の維持管理に要する経費

(6) その他知事が不適当と認める経費

第5 実施計画の作成及び提出等

1 この補助金に係る実施計画は、別に定めるところにより、実施計画に基づき事業を実施する者が作成し、当該実施計画の取りまとめを行う市町村（以下「代表市町村」という。）が知事に提出するものとする。

2 実施計画の事業期間は、知事が別に定める期間内とする。

3 第1項の規定により実施計画を提出する場合は、補助金に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して

申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

第6 選定方法

- 1 知事は、第5の規定により実施計画の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし、適当と認めるときは、実施計画の採択を行うものとする。また、実施計画に記載された事業について補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。
- 2 知事は、前項の採択を行う場合には、知事が選定する者で構成する評価会議の審査を経なければならない。

第7 実施計画の変更

代表市町村は、第6の規定により実施計画の採択を受けた後において事業内容の変更（事業を中止、又は廃止するときを含む。）をしようとするときは、あらかじめ自然公園グレードアップ支援事業実施計画変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の目的及び実施区域に影響のない実施計画の細部の変更である場合
- (2) 総事業費の20パーセント以内の金額を減額する場合

第8 その他

この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行する。

別表（第4関係）

（補助対象事業及び補助対象経費）

補助対象事業（例）	補助対象経費（例）
（１）自然公園利用拠点施設の環境整備	●自然公園利用拠点施設（ビジターセンター、植物園等）の機能高度化及び利用環境の向上に係る経費であって、展示機能の高度化、情報提供機能の強化及び利用者の快適性の向上に資する整備に要する経費
（２）展望施設、視点場の整備	●展望施設、視点場の整備に係る経費であって、景観観賞機能の向上及び安全確保に資する整備に要する経費
（３）標識等の整備	●案内標識及び誘導サイン等の整備に係る経費であって、多言語化及び情報提供機能の高度化に資する整備に要する経費
（４）園路、駐車場等のバリアフリー整備	●園路、駐車場等のバリアフリー整備に係る経費であって、段差解消、路面の改良及び安全対策等により円滑な移動及び安全確保に資する整備に要する経費
（５）ユニバーサルトイレの整備	●ユニバーサルトイレの整備に係る経費であって、多機能化及び利用者の利便性向上に資する整備に要する経費
（６）自然体験事業の造成	●自然公園利用拠点施設等と連携した自然体験事業の造成に係る経費であって、体験プログラムの企画及び開発、解説資料の作成、ガイド育成その他体験実施体制の整備に要する初期費用